

平成27年6月29日

職員の懲戒処分について

標記について、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

【事案1：欠勤事案】

- ① 事案概要 平成27年3月25日（水）の1日、子ども・福祉部障がい福祉課職員が無断で勤務を欠いたもの。
- ② 処分日 平成27年6月29日
- ③ 被処分者 子ども・福祉部障がい福祉課 一般職員 25歳 男
- ④ 処分内容 減給10分の1、1ヵ月
(根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号)

【事案2：交通事故（人身事故）事案】

- ① 事案概要 平成25年12月4日（水）午前10時25分頃、市民生活部税務課所属非常勤嘱託員が、市税業務のため公用車を運転し、市道の交差点に赤信号を見落として進入した際、原動機付自転車と接触し転倒させた。その結果、原動機付自転車の運転者に後頭部打撲や挫創で全治10日間、右肩関節損傷全治2週間の負傷をさせた。また、被害者に後日、下顎骨に骨折があったことが判明したもの。
- ② 処分日 平成27年6月29日
- ③ 被処分者 市民生活部税務課 非常勤嘱託員 63歳 男
- ④ 処分内容 戒告（根拠法令：河内長野市非常勤嘱託員の任用に関する要綱第24条第1号）

【事案3：公務中の公用PCの私的利用事案】

- ① 事案概要 平成27年6月3日（水）午前4時30分頃、指令管制室勤務員の監督のため入室していた当該職員が、指令管制室の公用パソコンでインターネットに接続、私的目的でヤフージャパンのマイオークション等の閲覧を約20分間行ったもの。
- ② 処分日 平成27年6月29日
- ③ 被処分者 消防本部消防署警備第3課 参事兼課長補佐 56歳 男
- ④ 処分内容 戒告（根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号）
- ⑤ その他 当該職員から降任届が提出され承認。

【問い合わせ先】

○上記の事案1及び2について

河内長野市総合政策部人事課 0721-53-1111

○上記の事案3について

河内長野市消防本部消防総務課 0721-53-0066